

「規制改革ホットライン」運営方針について

令和元年 12 月 2 日
規制改革推進会議決定

1. 「規制改革ホットライン」の趣旨

環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から規制改革に関する提案を受け付ける「規制改革ホットライン」を設置している（平成 25 年 3 月 22 日）。

2. 提案の取扱いについて

- (1) ホットラインで受け付けた提案は、規制改革推進室（以下「事務局」）において、事実関係の確認及び精査等を行った上で、所管省庁に検討を要請する。
- (2) 事務局は、検討要請日より原則 2 週間後をめぐりに所管省庁から回答を求めるとし、得られた回答を各ワーキング・グループ（以下「各WG」という。）の担当事項毎に整理し、原則月 1 回程度各WGに報告する。
- (3) 各WGは、所管省庁の回答結果を踏まえ、更に精査・検討を要すると認められる事項を厳選し、WG検討事項、再検討要請事項等の処理方針を決定する。
- (4) 各WGは、WG検討事項とした事項について議論し、検討結果を本会議に報告する。
- (5) 本会議は、各WGからの報告を受け、改善措置を図る必要がある事項について答申に盛り込む。なお、所管省庁が自ら実施するとした事項は迅速な対応を求める。
- (6) 事務局は、
 - ① 所管省庁からの回答内容
 - ② 各WGにおける処理方針を、内閣府ホームページで公表する。